

駅通情報

第42号

時評

江戸時代からの風習 年始状の交換は

郵便業務を支えて現在に至つた年賀状の処理——

一 江戸時代の年始状交換

近年、郵便業務は公社化からもとに民間化へと、その是非について高齢に論議されている。郵便制度が創設されて一二四五年、この間、郵便業務の經營を支えてきた年賀状について、日本に郵便料金を支払うに至った歴史を振り返つてみると、もはや誰があるものと思ふ事と云つた。

日本において、年始状の交換はいつ頃から始まったのである。私の手元には、その明らかなる記録は見当たらないが、江戸時代中期には、知満屋の一部に既に行われていたようである。次さて、歴史の浅い北海道にも年始状の交換に関する資料があり、そのとおり残されている。

寛政一一（一七九九）年のこと、幕府は、東蝦夷地（渡島半島を除いた太平洋岸の地域）を上地して直轄地としたが、その時の施設として文化元（一八〇四）年、東蝦夷地の有味に善光寺（様似）に等處院、厚岸に国泰寺を建て、アイヌ人等住民の教化と人心安寧を図つた。

これを軒第三音寺と稱した。

この三音寺の一通書簡りの裏に所在する厚岸の国泰寺に、年始状差出しに關する記録が残つてゐる。それは、同寺に赴任した僧の書き残した日記（日記記といふ）の天保五年正月の記に「年始状定式通七日間二函差出候事」である。天保五年といふは、西暦一八〇四年に當たり、今まで一七一年以前のことである。この年一月七日に年始状を書

いたのであるが、あて先は、同じ三音寺であるお隣りの権田の等處院と有味の善光寺。それに松前藩主、菊池の商人等、日頃お世話になつてゐる（○数人に譲つて）。

これは、年中行事の一つとして、毎年その頃差出すのが通例となつてゐる。またこの後、正月一五日付で、本州旧知の寺院等へ差出したが、これは正月二九日になつて、地元の会所を通じて発送している。

また、相手側からは、正月一日付で、松前藩を中が差出した（又は書いた）年始状が、二月二七日に国泰寺の手元に届いている。差出し（又は、年始状を書いてから）一カ月近くもかかるで届いたものである。（以上、測路書日記）。

二 郵便制度創設後の年始状の送達

郵便制度が創設された直後の年始状の運送状況についての記録は私の手元にはないが、当然、一般の郵便物に混入して利用されていたものと認められる。

明治六（一八七三）年には、「郵便はがき」が発売されたが、その簡便さと、料金が手頃であったことから、書状による年始のあいさつに代つてはがきを利用しての年始状が増加したものと思われ、この風習が年を過つて盛んになつたようである。明治一四（一八八一）年の正月三日付「中外郵便週報」という新聞に、次の記事がのつていて、当時の年始状の処理に終わる郵便局の忙しい様子が報じられている。

「端譜を以て親戚故知への年始の祝詞を贈る風習年々併増して盛んなるため郵便局員は徹夜してその事務を勤勞す」とある。

その頃になると年始状の多くは郵便はがきを利用する方法が普及して、郵便の取扱いが年始の風物詩となつたようである。年始状の取扱い増加に伴つて、明治二二（一八九九）年から、函館でもこれに対応して「年賀郵便特種取扱」制を

設けて、前年一二月二〇日から二〇日までに引受けた年賃は書きには翌年一月一日の日付印を押すこと、また、貯金に配達することとして整理した。

私は、明治二〇年代の年賃は書きを数枚所持しているが、そのいずれもが新年に入つてからの日付けで差出したものであり、この特別扱いの制度ができるまでの年始秋は、文字通り新年に入つてから書くのが慣例であったものと認められる。前年のうちに年始秋を書いて解説用へ差出し、一月一日の日付印を押してもらうこととなつたのは、この「年賃郵便特別取扱」の開始によつたものと思われる。

三 戦後の年賃郵便の取扱い
終戦後、数年経つて、ようやく復興に向かい、社会情勢も安定の兆しがみえてきた昭和二三年一二月「年賃郵便特別取扱」が復活した。

その翌二四年には、年賃は書きにくじ番号を付け、抽せんによってお年玉賞品を交付するという制度ができた。そこともあってこの年の年賃郵便の取扱いは二億四七〇〇万通に増加した。

この年のお年玉賞品は、ミシン、洋服地、クローブ、コーセー車、小型シート等であった。これらの品は当時の社会情勢を反映したもので、一般の庶民にとって至つて入手困難な貴重品ばかりであった。

また、この年、初めて寄附金一枚、円)が付加された「寄附金付年賃は書き」が発行されその数は一億五〇〇〇万枚にぼつた。

この寄附金は、「災害による被災者の援助、がん等、特殊な疾患の研究治療、原爆被爆者に対する治療等を行う団体等」のためのものである。この寄附金は、東京中央地に通ずる晴大通りの駅通の実態を記述してきた。落部駅もその一つである。

特に落部駅は、比較的よく過去の宿駅制の記録を残している。それも、駅通所本体の歴史ばかりではなく、駅通所に付属する「人馬荷物、荷車駆除の実態、荷物の運送」等、他の駅場では既に散失してしまった資料も残っている。

なお、「明治初期における駅通所の経営実態」については、平成十年十月第十一号以来現在まで、長編に亘つて連載してきたので、この辺で一端中断して他の論文を掲載することにしたい。

入つて宿駅制として定着したが、一般人の地域間交流に伴う通信の增大により町駅脚の登場となつた。

しかし、町駅脚といつても純然たる民間業者による経営とはいせず、基本的には、幕府の道中奉行の統制下にあり官主導の色彩が濃いものであつた。

明治時代に入つて、前島吉の倒閣によつて明治四年二月(田原)駅通所制度が創設された。以来、郵便事業は、時代の要請に対応して適時適切な施策を講じて難局を切り抜け、事業の発展と充実を図つてきた。

さて、ここに来て民营化が呼ばれるに至つたが、議論達のいずれの論調も、急速を納得させるだけの論旨は見当たらぬ。むしろ、遂に国の醜聞として残すべき要諦が浮き彫りになつてきた感さえするのである。

民营化論が勢く唱えられるほど、何がそこに不純なものを感じるのは私だけであろうか。

駅通情報

（1） 機関、渡船場

古川の渡場、当駅が管理する渡船場に落部村古川がある。この川には橋三尺、長さ十間の板橋をかけ、渡船費をとらねばともあつたが十ヶ出水で流され、當時として渡舟に廻っている。

（2） この渡舟場は、旧幕以来民衆をもつて運営していく、渡舟をもつて防守の船料とし、そのうちから年半四十円を支給した。また、出水時には手伝人足一名を雇上げて者に年十五円を支給した。

この川の明治二年時における渡舟費は、男女共一人世貢六厘で、年間収入はおよそ一二八円を見込んだ。その収支状況を見ると、次のとおりである。

「一金七拾五円 渡守船料二ヶ年自交換

一金拾四 渡船外假修繕費

一金參拾四 明治二年人民捐贈本代金ノ分年賦

支給分

一金拾二円 駅費内江戸シ入ルベキ分」

とある。右、記述内容を分析すると

右は、明治二年時の収支状況のようである。通行利用人馬數の記載はないが、行く手には、黒松内山道越えて日本海岸へ向かう出稼ぎ漁民や札文等越えて道東方面に向かう旅行者が増加しつつあった時間であるとはいえる。これだけの負担ができるとは、さすが東北奥地へ向つての本街道といえる。しかも、村民へ貸与した本代金や駅民救済金の支出、落部駅頭からの押借金の返済にも応じられるほどの収入があつたのは驚きである。

（野田通川の渡場）

茅部郡野田通村寄りに野田通川の渡場がある。この川は、知清平水時五十一回出水時百回余のやや大きい川である。

この川の渡場に使用の渡舟を賣求めるといの経費、そ

他の旅宿等は既に民費として開墾したものである。また、渡守の船料年六十円と出水時には手伝人足を雇上げるための手替として年十五円を見積もっている。これらを計る経費として年間百一十八円を計上している。

その経費内訳は、次のとおりとなつてある。

「一金七十五円 渡守船料二ヶ年自交換

一金十九円 渡守（船）舟修繕費同上

一金十一円 明治二年人民代金納戻ノ分年賦

イ 次に、「渡守舟修繕費」とあるのは、渡舟並びに三つの間違いであろう。要するに渡舟の購入費と作業費のことである。これらは朝敵が古川渡場の估額を計上している。

ウ 次に、村民が押借した本代と窮民に支給した金の年賦返済金である。

この債務本（金）はどこから借用したものが明らかでないが、明治二年といえば開拓使が設置された年（七月）である。

また、難船税を率が降低したばかりの時であり、住民救済にまでは手が回り難む時期である。あるいは、それ以前の幕府勘定奉行支配時の救済本（金）であるのかも知れない。

なお、明治二年は道南地方は船死者が出るほどの大凶作の年であるので、この財策金（金）であろうか。また前述の古川渡場と同じ落部村内であるのに、村民代金と漁民料金費が、古川は三十円であるに對し、野出渡場は十円である。僧入額が違うのである。

五 次は、被舟賃收入から各種経費を支出した残金として、古川渡場では十三円、野田渡場では二十二円を落部駅場に納めている。要するに、取支決算の結果余剰が生じたので、これを管理する駅場に納入したことを指しているのである。

また前述のとおり、兩渡場收入の内から必要経費を差し引いた残金を駅場へ戻入れたといふのである。

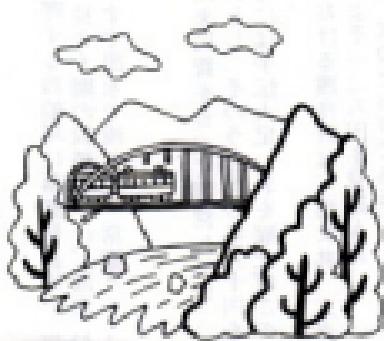
その他の以上のとおり、支出項目は四項目で至って大まかに分類である。当時の現状を知らぬ我れわれ現代人にとつて現在になつては分析のしようがない。

また、前記、古川の明治二年の渡荷として「男女共一人一匹六厘」を箇取し、これが年間收入一一八円（実績も同額）であるとし

てある。

さてこの一人当たりの箇取費額で割るとおよそ八〇〇〇人の通行人があったことが分かること。

明治二年といえば、幕府脱走軍が函館を占領し、投降したばかりの時期である。また前述のとおり七月には開拓使が設置されるとい



この条文は五か条からなるものであるが長文にわたるので、摘要に付する事項のみ抽出すると、宗谷・枝幸・利尻・礼文の四島は、伊達林右エ門に駅場の取扱いを命じていたときに無給であったが明治九年一月を以て免じたので改めて手当を給するとして

(二) 宗谷島については右同、月給三円

(三) 枝幸島については、禮文及び船の用意、止宿の取扱いがあるので

利尻島は年一五四円、礼文島は年五円を支給する」というのである。またこのとき、留萌分署管内、「増毛・天塩開闢」についても公示されたが、その条文は複雑、かつ長文にわたるので各駅の取扱人手当のみ擧げると、次のとおりである。

明治九年一月漁場特權正セシヲ以テ
手当一ヶ月 増毛駅通 金六円

留萌駅通 金四円

古前駅通 金六円
天塩駅通 金七円

佐藤日誌の中における 駅通制度の現地状況を探る（一）

つた北海道においては擾亂の最中にあつた。従つて、通行人は平常より可成り少ないと認められる時間であるのに年間八〇〇〇人の通行人があるとは驚きである。

駅 連 情 報

さて、以下、日誌の摘要とその解説を試みることにしたい。まず最初は、佐藤氏が、松本大判官に随行して「留萌—宗谷経由、枝幸」の間を通過した日の記述が載りである。

一 松本大判官に随行し留萌—宗谷経由枝幸に至る（明治八年六月二十一日・同七月二十二日間）

1. 駅通・郵便について

明治八年

六・二十一 留萌出発

橋原小左エ門持の駅所ニ泊ス。夜酒食ニ待ス。

六・二十二 風連別ニ手替ス。一戸ノ家アリ伊藤文吉（瓦南部

藩士）之ヲ守ル。

十一時船頭（ラックン）ヲ過ギ旅船ニ坐シテ正午

ヲ取ル。

〔宗谷〕堅御宿十五等馬仕古谷兵助此地御宿被

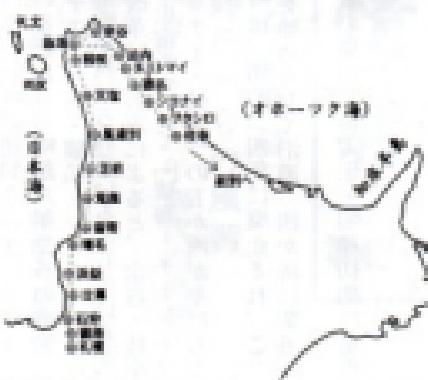
方帶太二行カメントシテ大判官ニ尋セラレ枝幸方面

ニ赴タニ決ス。

〔萩幸〕夜古谷兵助枝幸ニ来着スト未調入。

チエマキニ速ス古谷兵助東ル忍ル。

松本ニ速ス土人アリ止留所ヲ守ル



- 六・二十六 ショナイ宿所ニ泊ス土人ヲ同ル
辰ニホロバツノ小畠所ヲ見ル
ラレタロ止留所アリ（今田屋屋主モウル）
（六月二十九日から七月一日まで利尻丸文の利尻
丸支度復のため客略）
- 松本大判官一行は枝幸より北見駿別へ向け出發
し、分れ極路につく
役者若川助枝幸ニ來着スト東調入。
- 枝幸駅ア見シ場路ニワク。
馬使レ倒レントス宗谷各コリ壁リ走ルモノ。朝別泊
シヨナイ止留所ニ泊ス。
- 役者若川助枝幸ニ來着スト東調入。
- 身ア見シ、ヤムワカナサインコト
御屋アリ。
- ノンケアブニ小憩。ナムワカナサインコト
川尻派出所ニ出ル。宗谷界上陸。駅亭ヘ投シ千歳
シ入浴ス。此駅ヨリ北馬夷西ラ分配シアランコト
ヲ羅井氏ニ詰ス酒シ爾南駅ノ官馬当番役取サル。
故ナリ。
- 宗谷廿四ア見ス。コイトイニテ小憩。根（拔）海ニ
止留ス。
- 駅頭内（北見天塩國境ナリ）ヲ過ギ船頭ニ接ア。
（大場川ラ渡河）大場駅ニ投宿。駅亭木ダ来ラヌ
七時漁タ発ス。
- 古村駅ニ投シ午後シ源助所ニ出フ。鬼鹿村投宿ス。
留萌着。

○「解説」

- 1 以上は、明治八年六月に留萌を出発して宗谷経由駿別
郡宿までの間の駅通・郵便に関する記録した事項を概要
すい記述したものである。

2 明治八年といえば、道央以南は人情の受け入れも活発化してきた時期である。最初の名跡は駅頭、又は駅場と名跡も改まり活氣も出てきた時期である。

しかし西部のうちでも西北部に属する当方は、まだ江戸時代からようやく駅頭しようとする時期であり、駅頭も止宿所と称してほそぼそと運営されていて、駅場持（元・駅所課負人）の管理下に置かれていた。従って、止宿所の管理を「番人」又は宿守と称するアイヌ人により行われていた。

なお、止宿所の任務の一つである人馬の雜々作業は、後場持の業務一般を取り仕切る支配人の指揮下にあって、施設所有の入居、廻戻を使用するのが常態であった。

3 日誌に記載されている駅・駅所・止宿所・宿所とあるのは通常以南でいう駅頭、又は駅場のことであり、また、施設所・休所・小休所となるのは休憩のみを行ひ、普段は管理人を置かず、先振れ等で事前に連絡がある場合に限つて、施場持の運上屋から接待係が派遣される仕組みである。

4 松本大利吉一行は、専ら、駅頭（施設所所有）を被覆しての通行であった。

七月一六日の項にある「天端駅には、阿闍の官署が配備されているのが明かでないが、配備頭領に余裕がある」と見えて、そのうちから二頭を御用駒へ配備替えをするよう伊藤氏から出張所係員へ申し入れている。

なほ、当時、日本海沿岸の駅頭には官署が配備されていて、その官署が増強され、駅頭に余裕が生じた場合、不足している他の駅頭へ配備替えされることは、當時よく行われていた方法である。

5 以上、日誌に記述されている止宿所について検討した

が、日誌には駅舎の構造、前泊可能の旅館敷、備馬敷等が記載されておらず、駅場としてその機能がどの程度のものであったのか、明らかになつていない。（以下次回）

○ 資料寄贈お礼

佐藤正亮日誌寄り集
開成・朝日新聞社表
菅江真澄の蔵にて
猿留駅頭所表裏半面図

横浜市 佐藤 誠造 氏
旭川市 流川 忠氏 氏
札幌市 増田志氏 氏
えりも町 中國 和幸 氏

発行年月日 平成十七年一月二十五日

開 行 者 布 無 料

史学研究会 主席 宇川 隆 嘉

TEL 011-571-3602番